平成３０年（フ）第４４号
（前住所）宮崎県小林市細野1196番地
債務者　山形　美樹
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第４６号
宮崎県東臼杵郡門川町中須４丁目35番地１
ヴィスタ中須102号
債務者　中城　秀樹
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第６３号
宮城県石巻市成田字前山下105番地１
債務者　立花キヌ子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成３０年（フ）第３４号
神奈川県横須賀市平作３丁目４番７号　ＥＸＶ衣笠第２―201
債務者　清水　賢二
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第１３号
青森県つがる市森田町森田月見野356番地10
月見野丘団地23号
債務者　三上　静子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成３０年（フ）第１８号
神奈川県横須賀市富士見町３丁目15番地
債務者　米田　正志
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第２７号
神奈川県横須賀市坂本町５丁目40番地　青葉荘202
債務者　渋谷　　知
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第３１号
神奈川県横須賀市池田町３丁目12番16号　セジュール202
債務者　西村　千鶴（旧姓有賀）
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第４１号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1409番地１
エクセルニゼム205
債務者　立石　真弓（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第２９号
神奈川県横須賀市衣笠町９番８号
債務者　石井みどり
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第３０号
神奈川県横須賀市衣笠町９番８号
債務者　川野　美也
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第４６号
仙台市太白区茂ケ崎３丁目11番10―312号
債務者　筒井　俊郎
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１４９号
仙台市青葉区昭和町３番40―909号
債務者　鈴木　欽詞
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１１５号
新潟市秋葉区金沢町１丁目６番６号　ヴィラ・グレイス101号
債務者　齋藤　　浩
1　決定年月日時　平成30年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４９号
静岡県富士市柚木409番地の１　プライムステージ富士西503号
債務者　大竹　英統
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第３７号
静岡県富士市蓼原町1580番地　エトワール加藤307号
債務者　若月　隆一
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
静岡地方裁判所富士支部